

令和 2 年度
廃校等の未利用用地活用推進調査
報告書

令和 3 年 3 月

一般財団法人日本立地センター

目次

第Ⅰ章	はじめに	1
1.	事業背景、目的	1
2.	事業の内容	1
第Ⅱ章	廃校活用の現状と推進施策	2
1.	廃校等の未利用公共施設活用等の調査	2
2.	廃校活用に関連した施策の状況	5
第Ⅲ章	廃校等にかかる産業系活用	8
1.	廃校利用における産業系活用の分類	8
第Ⅳ章	未利用公共施設アンケート調査	12
1.	アンケート調査の概要	12
2.	アンケート調査単純集計結果	14
第Ⅴ章	未利用公共施設のさらなる活用推進に向けて	24
1.	アンケート調査結果を通じた地域振興に向けた課題	24
	参考1「未利用公共施設の活用と地域振興に向けたアンケート調査」調査票	25

第 I 章 はじめに

1. 事業背景、目的

経済のグローバル化によって地域産業の国内拠点は海外へ移転し、本格的な人口減少、少子高齢化社会の到来による国内市場の縮小等に伴って、空き工場や閉鎖工場等が発生している。

公共施設についても人口減少による需要の減少と財政逼迫によって、空き公共施設の今後の利活用が大きな問題になっている。過疎化、少子化、市町村合併等の社会情勢の変化によって、近年では毎年 500 校近い廃校が発生している。

これらの廃校は増加傾向にあり、活用用途が未定の廃校も年々増加を続けており、建屋を含め、これらの地域の様々な未利用地の有効活用が地域社会の持続的発展に向けた大きな課題となっている。

一方で、初期投資が安く、スピード立地が可能な廃校や公共施設の跡地、遊休地等への企業誘致を進めることで、地域産業による新たな設備投資や新規事業への進出を実現した地域も増えている。

近年、地域の産業は、新たな設備投資や新規事業への取組みが十分に行われず、産業競争力や活力の低下が深刻な問題になっており、地域が持続的発展を続けるためには新たな投資の促進が必要不可欠である。未利用地の有効活用は、新たな生産や付加価値の創造による地域への波及効果を通じて地域振興に資すると考えられることから、廃校等の未利用地の現状や変化、活用状況等の需要動向についてデータ分析や事例調査を行うことで、地域における未利用地の活用推進を支援する際のノウハウの獲得と基礎資料を提供することを目的として実施した。

2. 事業の内容

- (1) 廃校等の未利用公共施設の現状と推進施策
- (2) 廃校等にかかる産業系活用事例
- (3) 未利用公共施設アンケート調査

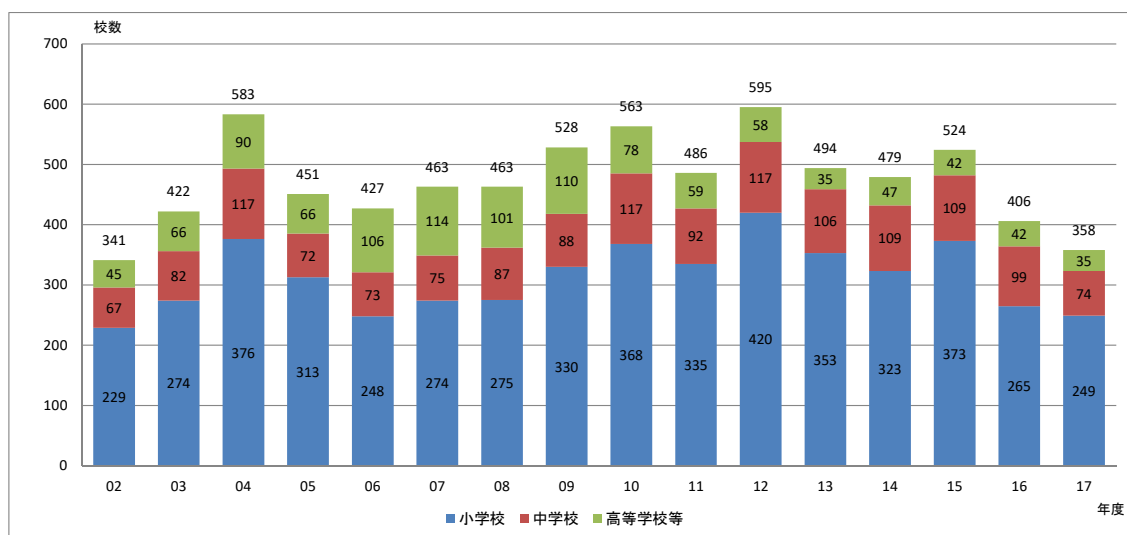
第Ⅱ章 廃校活用の現状と推進施策

1. 廃校等の未利用公共施設活用等の調査

(1) 廃校の発生状況

近年、各地域で廃校が発生している。図表1は、公立学校の種類別に廃校の発生状況をみたものである。小学校が過半を占めているが、全体では毎年500校前後が廃校になっている。

図表1 年度別公立学校発生件数の推移



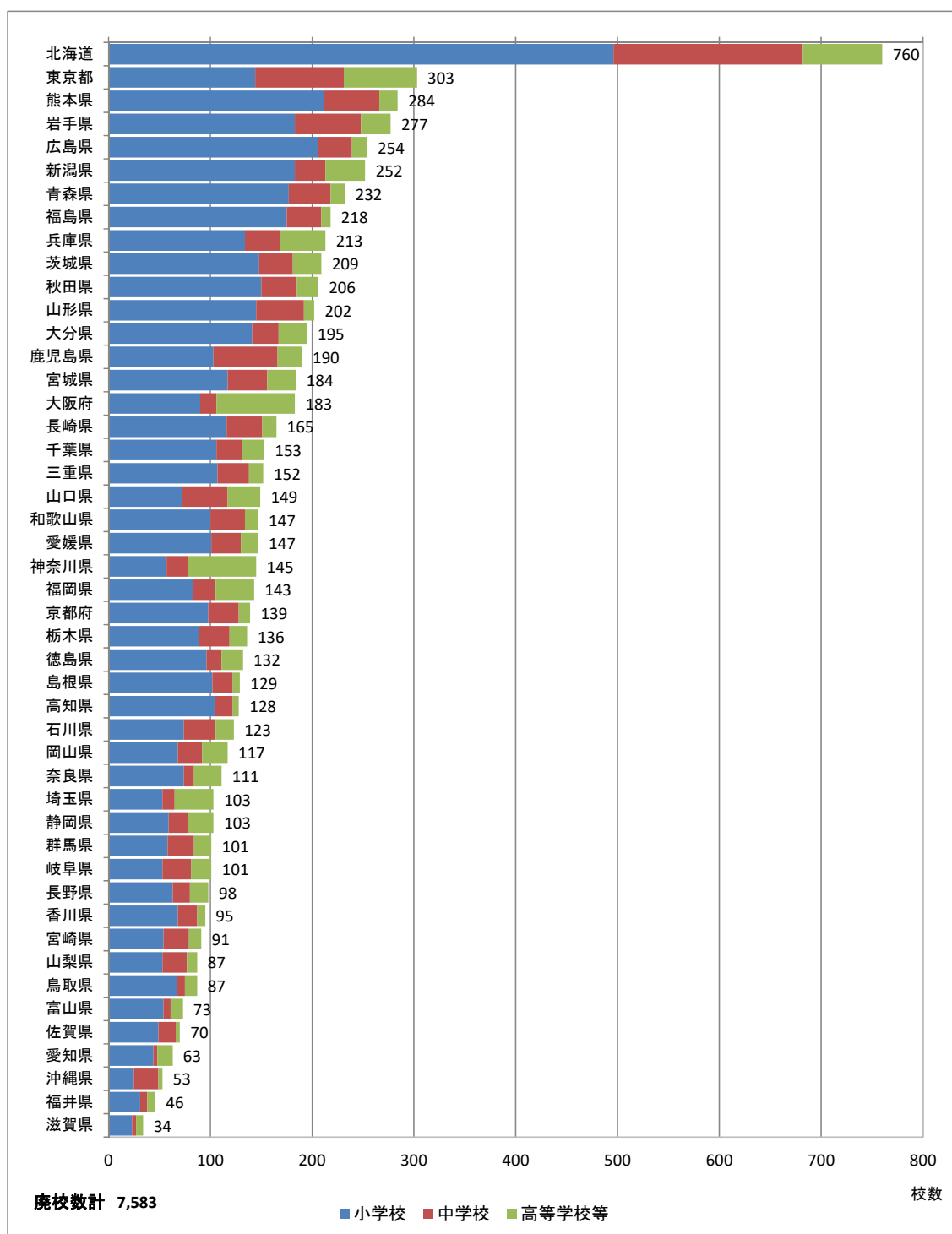
資料：文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」より作成

図表2より2002年度から2017年度の間が発生した廃校数を都道府県別にみると、元々学校数が多い北海道が760校で最も多く、次いで東京都(303校)、熊本県(284校)、岩手県(277校)、広島県(254校)と続く。一方で、滋賀県は廃校数が34校と最も少なく、福井県(46校)、沖縄県(53校)、愛知県(63校)が続いており、都道府県別にみると廃校数に大きな差があることを示している。最も件数の多い北海道では毎年50校近くの廃校が発生することになる。廃校数が多い都道府県の合計特殊出生率は全体的にみて全国平均を下回ることが多く、廃校数が少ない都道府県の合計特殊出生率は全国平均を上回る傾向がある。

上記のことからも、廃校が増加した背景には、少子化や過疎化が主な要因として考えられるが、加えて市町村合併等による学校の統廃合も要因として考えられる。

少子化が進む地域において毎年発生する廃校は、空き公共施設の増加につながるほか、地域のシンボルである施設の廃校によってさらなる地域全体の活力低下につながる懸念があり、有効活用の観点からも再利用が大きな課題となっている。

図表 2 公立学校の都道府県別廃校発生数（2002 年度～2015 年度）



資料：文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」より作成

（２）廃校の活用状況

毎年 500 校前後の廃校が発生する中で、廃校の活用はそれほど進んでいない。以下の図表は、2 年前の前回調査と今回の調査を比較したものである。廃校数は 2 年間で 637 校増加したが、廃校活用が進んだことで活用されていない廃校数は前回調査に比べて減少したが、依然として高水準で推移している。

図表3 廃校の活用状況

廃校年度		前々回 平成14年度～平成25年度 (平成26年5月1日現在)	前回 平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)	今回 平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)
廃校の数(A)	小学校	(校) 3,788	(校) 4,489	(校) 5,005
	中学校	5,801	6,811	7,583
	高等学校等	1,089	1,307	1,484
		924	1,015	1,094
施設が現存している廃校の数(B)	×100(%) B/A	(校) (%) 5,100 87.9	(校) (%) 5,943 87.3	(校) (%) 6,580 86.8
活用されているもの(a)	a/B	3,587 70.3	4,198 70.6	4,905 74.5
活用されていないもの(b)	b/B	1,513 29.7	1,745 29.4	1,675 25.5
活用の用途 決まっている(c)	c/B	302 5.9	314 5.3	204 3.1
決まっていない(d)	d/B	1,081 21.2	1,260 21.2	1,295 19.7
取壊しを予定(e)	e/B	130 2.6	171 2.9	176 2.7
現存する施設なし(C)	C/A	701 12.1	868 12.7	1,003 13.2

資料：文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」より作成

廃校数は増加傾向にあり、活用用途が決まっていない廃校も増加傾向にあるが、活用用途が決まらない理由として、建物の老朽化や地元からの要望がないことが「地域等からの要望がない(48.7%)」であり、次いで「施設が老朽化している(37.5%)」の順である。

一方で、活用が進んだ用途についてみると、前回調査に比べて活用件数は増加している。主な活用用途は、学校(大学を除く)が最も多く、社会体育施設、社会教育施設・文化施設の順で続き順位に大きな変動はない。廃校の活用用途は、福祉施設・医療用施設等を含めれば公共用の用途が多くを占めるが、近年、廃校活用の用途として産業系の活用が増えている。企業等の施設・創業支援施設は2年前の調査の370件から783件へ大幅に増加し、廃校活用全体に占める割合も8.8%から16.0%へ上昇しており、廃校用途の新たな展開がみられる。

図表4 廃校の主な活用用途

	H25	H25割合(%)	H27	H27割合(%)	H29(今回)	H29割合(%)
学校(大学を除く)	1,379	38.4	1,609	38.3	3,473	70.8
社会体育施設	856	23.9	1,015	24.2	1,581	32.2
社会教育施設・文化施設	623	17.4	675	16.1	1,194	24.3
社会教育施設	516	14.4	604	14.4	912	18.6
文化施設	107	3.0	71	1.7	282	5.7
福祉施設・医療施設等	375	10.5	424	10.1	705	14.4
老人福祉施設	137	3.8	146	3.5	223	4.5
障害者福祉施設	84	2.3	92	2.2	169	3.4
保育施設	44	1.2	37	0.9	55	1.1
認定こども園	-	0.0	11	0.3	30	0.6
児童福祉施設(保育所除く)	26	0.7	41	1.0	64	1.3
放課後児童クラブ	46	1.3	54	1.3	101	2.1
放課後子供教室	21	0.6	21	0.5	35	0.7
医療施設	17	0.5	22	0.5	28	0.6
企業等の施設・創業支援施設	304	8.5	370	8.8	783	16.0
企業や法人等の施設	296	8.3	339	8.1	711	14.5
創業支援施設	8	0.2	31	0.7	72	1.5
庁舎等	279	7.8	268	6.4	417	8.5
体験交流施設等	191	5.3	239	5.7	477	9.7
備蓄倉庫	72	2.0	102	2.4	177	3.6
大学	30	0.8	35	0.8	76	1.5
住宅	15	0.4	12	0.3	22	0.4

(複数回答)

資料：文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」より作成

2. 廃校活用に関連した施策の状況

(1) 廃校の再活用に向けた支援施策

今後さらなる廃校の増加が見込まれ、地域の活力低下も懸念される。学校跡地の有効活用をさらに進めるため、近年では以下のような政策的な支援も行われつつある。

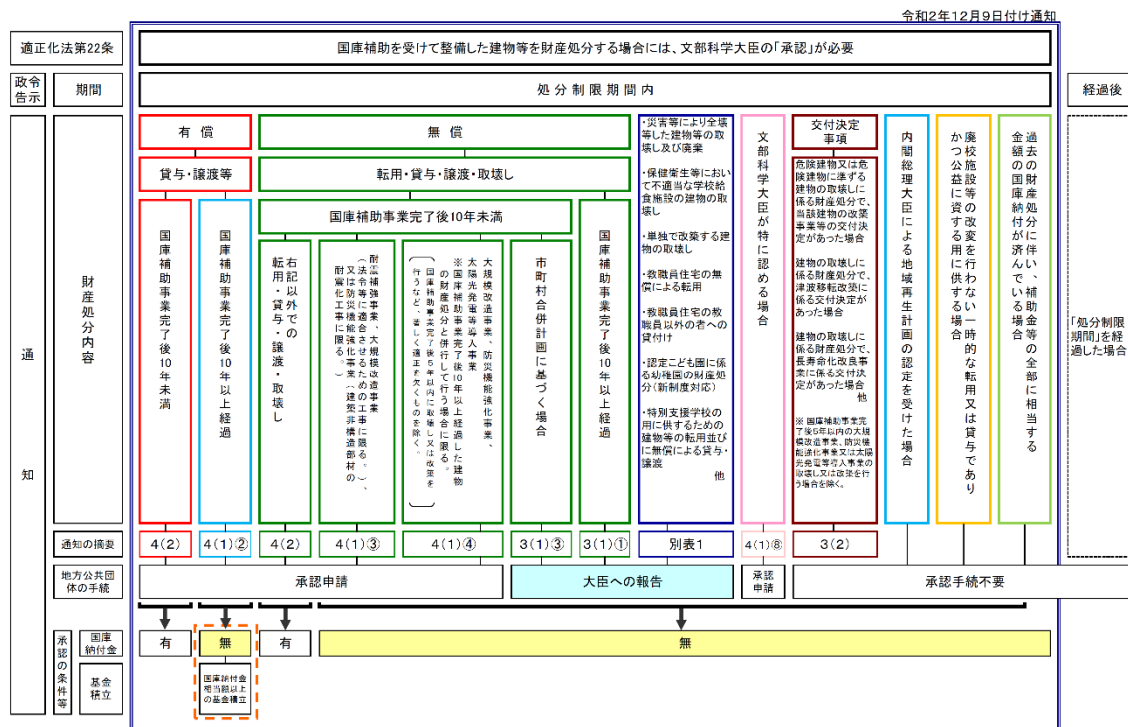
① 財産処分手続きの大幅な弾力化・簡素化

国庫補助金により整備された公立学校を学校教育以外の施設に転用する場合は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によって、当該施設を所管する地方公共団体は、文部科学大臣の承認を経たうえで、国庫補助相当額を国に納付する転用手続き(財産処分手続き)が必要になる。

これら国庫補助金の返還が、増え続ける廃校の民間企業等による有効活用の妨げになっている面があることから、文部科学省では2008年に財産処分手続きの大幅な弾力化・簡素化(「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日付け20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知))を図ってきた。

2019年1月には、より一層の学校跡地(廃校)の活用を図るため、対象となる補助金等の拡充や対象となる事業の拡充を図っている。全体概要(「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続きの概要」)は以下の通りである。

図表5 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続きの概要



資料: https://www.mext.go.jp/content/1234093_100003148_3.pdf

財産処分手続きの簡素化に係る主な内容は以下の通りである。

- (ア) 補助後10年以上経過した施設を無償で財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)する場合は、原則として相手先を問わず国庫納付金を免除にした。
- (イ) 補助後10年以上経過した施設等を有償で財産処分(貸与・譲渡(売却))=する場合、国庫補助相当額を学校施設整備のための基金積立を条件に、国庫納付金を免除にした。
- (ウ) 耐震補強事業、大規模改造事業(法令等に適合させるための工事に限る。)または防災機能強化事業(建築非構造部材の耐震化工事に限る。)を実施した施設等を無償で財産

処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)する場合は、補助後10年未満でも国庫納付金を免除にした。

(エ)国庫補助事業完了後10年未満の大規模改造事業((ウ)を除く)、防災機能強化事業((ウ)を除く)、太陽光発電等導入事業で、新增築から10年以上経過した建物本体の財産処分と併行して行い、無償による財産処分(転用・貸与・譲渡、取壊し)に該当する場合は、国庫納付金を免除にした。

(オ)補助後10年未満でも、市町村合併に伴い、学校統合などをした建物の無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)についても、国庫納付金を免除にした。

(ウ)は、校舎自体の建築は古くても、その後耐震工事などを行い、補助を受けてから10年を経過していない場合、(オ)は廃校舎の中には、建設年次が比較的新しいものがあり市町村合併などによって統合の対象になる場合があることから国庫納付金の免除対象になっていると考えられる。

また、地域再生計画の認定を受けた市町村についても、国庫納付金の免除対象になっているほか、財産処分にかかる文部科学大臣の承認手続きを不要としている。主な内容は以下の通りである。

地域再生法に基づき内閣総理大臣が認定を行っている地域再生計画では、廃校施設や余裕教室を同一地方公共団体内で転用するか、民間事業者等へ無償貸与する場合、国庫補助事業完了後10年が経過せずとも、地域再生計画の認定をもって、文部科学大臣の承認があったものとみなす取り扱いをしている。

なお、文部科学大臣への「承認」に関する地方公共団体の手続としては、上記の(ア)及び(オ)が大臣への報告で済むのに対して、(イ)(ウ)(エ)は大臣への承認申請が必要になっている。

これらの取り扱いによって、廃校の有効利用がより促進されるよう支援を行っている。

②地域再生計画による廃校活用の促進

地域再生法に基づき内閣総理大臣が認定を行っている地域再生計画では、廃校施設や余裕教室を同一地方公共団体内で転用するか、民間事業者等へ無償貸与する場合、国庫補助事業完了後10年が経過せずとも、地域再生計画の認定をもって、文部科学大臣の承認があったものとみなす取り扱いをしている。これらの取り扱いによって、廃校の有効利用がより促進されるよう支援を行っている。

③市街化調整区域における空き家、廃校舎の再活用を後押し(東京都)

これまで市街化調整区域では、新築や改築、用途変更が可能なのは、有料老人ホームや社会福祉施設などに限られていたが、2018年4月より東京都は開発許可基準を改正し、廃校等をサテライトオフィス等に用途変更する場合も新たに開発許可の対象に加えると発表した。

道路や上下水道など既存インフラで対応可能な規模であることや地元自治体の同意を要件とする。市街化を抑えつつも既存建物の用途変更と可能とすることで、市街化調整区域の集落を維持し、地域再生活動を後押しする。

④廃校等の用途変更を促進(栃木県)

栃木県は、2019年1月より、市街化調整区域内の廃校等の公共施設について、用途変更をより容易にするなど用途変更に対する許可基準を設けた。

地域の活性化につながる市町のアイデアがある場合は、未利用公共施設の用途変更の許可を出す。新基準では必要であれば、商業施設や観光施設への用途変更のほか、増改築も延べ床面積で1.5倍まで認める。市町は未利用の施設について活用策をとりまとめて県の開発審査会に提出し、県市は審査会の審議を踏まえて開発許可を出す。

市街化調整区域がある小山市や栃木市、足利市、真岡市など県央から県南にかけての12市町が今回の新基準の対象となる。中核市の宇都宮市は独自に基準をもつため、対象に含まれない。

⑤市街化調整区域における開発規制の緩和（千葉県）

千葉県は2020年度から古民家、廃校等既存公共施設、空き家を活用して店舗や宿泊施設等へ用途変更するための立地を認める開発規制の緩和（立地基準の改正）を行う。

また、市街化調整区域に、農林水産物の直売所、農家レストラン、農業体験施設のほか、地域未来投資促進法に基づき、地域経済に新たな付加価値をもたらすと認定された工場や物流施設の立地も認める。

第Ⅲ章 廃校等にかかる産業系活用

1. 廃校利用における産業系活用の分類

廃校等の産業系の活用について、これまで調査を行った事例等を基に分類分けを行うと、概ね以下の6つに分けることができる。

i) サテライト型

ii) 地域資源活用型(6次産業型)

iii) 新事業展開型

iv) 政策支援型

v) 社会福祉型

vi) その他

図表6 事例と分類分けの関係について

No	都道府県	市町村名	企業名(事業内容)	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(vi)
1	北海道	夕張市	(株)スポーツピア			○			
2	北海道	夕張市	(一社)らぷらす(ゆうぱり共生型ファーム)				○	○	
3	北海道	登別市	(株)のぼりべつ酪農館		○	○	○		
4	北海道	南幌町	日生バイオ(株)		○	○			
5	北海道	美瑛町	北瑛小麦の丘		○	○	○		
6	北海道	小清水町	(株)山口油屋福太郎		○				
7	北海道	白老町	(株)ナチュラルサイエンス		○	○			
8	青森県	田舎館村	オリジナルテクノロジー(株)						○
9	宮城県	栗原市	日総工産(株)			○			
10	秋田県	大館市	白神フーズ(株)(現:株)しらかみフーズ)		○	○			
11	秋田県	大館市	秋田比内や(株)		○				
12	秋田県	大館市	(株)東北センバ	○	○				
13	秋田県	五城目町	五城目町地域活性化支援センター			○	○		
14	秋田県	美郷町	ENEX(株)他2社(大同衣料、三共光学工業)			○			
15	秋田県	羽後町	(株)明通りチーズ工房、リングス、プリザードフラワー		○	○			
16	福島県	会津美里町	スマート・テクノロジー(株)			○			
17	福島県	三春町	(株)ガイナックス(現:株)ガイナ)						○
18	茨城県	行方市	なめがたファーマーズヴィレッジ		○	○			
19	栃木県	塩谷町	星ふる学校くまの木				○		
20	東京都	立川市	たちかわ創造舎				○		
21	新潟県	阿賀野市	(株)谷沢製作所						○
22	滋賀県	高島市	共栄精密(株)	○					
23	京都府	京丹後市	新シルク産業創造館				○		
24	兵庫県	養父市	日の出通商(株)(現:日の出ホールディングス(株))食品カンパニー 但馬醸造所		○	○			
25	和歌山県	田辺市	秋津野ガルテン		○	○			
26	鳥取県	湯梨浜町	(株)センコースクールファーム鳥取			○		○	
27	島根県	川本町	(株)三協		△				○
28	広島県	神石高原町	小島総合福祉施設				○	○	
29	山口県	阿武町	阿武町地域交流・高齢者福祉総合施設「ひだまりの里」				○	○	
30	徳島県	三好市	(株)ハレとケデザイン舎			○			
31	徳島県	三好市	(株)やまびこ(現:株)モリウエ)	○	○				
32	徳島県	三好市	風の(株)	○					
33	香川県	三豊市	(株)四国電気システム			○			
34	福岡県	豊前市	富士通コミュニケーションサービス(株)	○					
35	福岡県	添田町	(株)山口油屋福太郎		○				
36	長崎県	南島原市	メディアリレーション(株)	○					
37	長崎県	南島原市	(株)セラクIT農業開発センター(現:南島原農業IT研究所)	○		○			
38	熊本県	荒尾市	(株)ニッセイコム九州開発センター	○					
39	熊本県	山鹿市	(株)あつまるホールディングスNSP山鹿工場			○			
40	熊本県	天草市	(株)デンソー天草事業所			○			
41	熊本県	芦北町	(株)アクアビア						○

i) サテライト型

首都圏など大都市に本社を置く企業が、落ち着いた操業環境や地元の労働力、さらには地域課題の解決を実践する場を求めて地域に立地するケースが増えている。これらの立地は、テレビ会議やWeb会議等のICT技術の進展によって実現されている面も大きい。

サテライト拠点であるため、事業内容によっては進出企業の規模が小さいケースがあることから、一棟貸でなくテナント管理を行って賃借を行っている廃校もある。これらのタイプの導入を図るためには、例えば、教室には元々鍵がかからず、導入にあたってはセキュリティー面での対応が必要なことや、排煙窓の設置や設備面での改修が必要なこと、施設全体の管理を行う担当者又は組織化が必要なことで市町村側のコストが高くなるデメリットがある。

活用事例) 五城目地域活性化支援センター(秋田県五城目町)
富士通コミュニケーションサービス(株)(福岡県豊前市)

ii) 地域資源活用型(6次産業型)

地域の産業が持続的発展を続けていくためには、地域資源の活用が大きなテーマになる。近年では地域の農林水産物や水などの自然資源を活用して製品やサービスを提供するケースが増えており、廃校において事業を行うケースも増えている。

これらのタイプの導入を図るためには、例えば進出企業と地元の農林水産事業者等との調整が事業の成立のカギを握るケースが多く、受け入れ自治体がコーディネート機能を行うことが必要になる。

活用事例) (株)山口油屋福太郎(北海道小清水町)
日の出ホールディングス(株)食品カンパニー但馬醸造所(兵庫県養父市)

iii) 新事業展開型

廃校を産業系で活用する場合の大きなメリットのひとつは、建物をそのまま使えることなど初期投資の削減につながることである。初期投資の削減は、投資コストの削減による採算性の確保につながるため、新たな事業展開にもプラスの効果がある。

ただし廃校自体は元々教育施設であるため、事業を行うには不都合のあるケースも多く、教室の間仕切りや天井高、機械設備等の設置時における床の積載荷重などが事業を行う際の問題になる例があった。改修コストがかかる場合には、新事業を展開する誘因効果が相殺されるため、少額の投資に対しても適応可能な補助金制度を創設して初期投資の削減効果を高めることなどが対応策として考えられる。

活用事例) ENEX(株)(秋田県美郷町)
(株)セラク南島原農業IT研究所(長崎県南島原市)
(株)デンソー天草事業所(熊本県天草市)

iv) 政策支援型

産業系による廃校活用には、自治体による産業振興を進める場として行われているケースがある。これらのケースでは、建築物や設備を自治体が補助金などを活用して整備したり、指定管理制度を導入して施設全体の管理を入居企業等に任せ管理料を支払うことで本業に加えて地域における産業振興策を同時に進めることを想定した施設になっている。

これらのケースでは、入居企業の自立と政策の実現をどのように両立するかが大きな課題になるケースが多い。自治体側も、自治体が希望する施策を担ってもらいたいため、施策の実現に対する手当を払い続けるか、公費で整備した設備を自治体側が持ち続ける(固定資産税等の税収効果が得られない)必要があるが、入居企業自身の自立(売上拡大、設備等の購入)にはマイナスの効果を及ぼすケースもあると考えられる。

活用事例) (株)のぼりべつ酪農館(北海道登別市)
たちかわ創造舎(東京都立川市)

v) 社会福祉型

廃校の活用用途として保健福祉や医療、介護といった分野に転用されるケースは元々数が多く、全体の1割以上を占めて企業等が活用するケースを上回っている。

少子高齢化社会の進展により、高齢者施設に対する地域住民の需要は強く、廃校活用に対する全体のニーズを高めることにも繋がっているが、廃校をこれらの施設に転用する場合には、用途変更に伴う建築基準法や消防法等への対応から、スプリンクラー設備やエレベーター、浴室等の設置や便器の取り換え等の様々な改修が必要になり、改修費用は高額になる。施設によっては、新築の建築費用よりも廃校の改修費用が上回るケース¹もある。

一方で、同じ社会福祉型でも例えば産業振興の面から、身体障害者福祉施設が廃校内で産品等の加工を行うケースでは、工場などの生産施設にあらず住居専用地域でも立地が可能である。廃校は、用途制限上、工業地域や工業専用地域になく、住居専用地域に立地することも多い。生産施設が入居することには住民感情を含めて一定の限界があることから、加工工程を伴う社会福祉型の立地は廃校活用の有力な用途のひとつと考えられる。

活用事例) (一社)らぷらす(北海道夕張市)
(株)センコースクールファーム鳥取(鳥取県湯梨浜町)

vi) その他

産業系の廃校活用には、通常の業務活動の一環として事業所が事務所や工場などを設け、居抜きで活用するケースがある。廃校は既存建屋が残されているケースが多く、このような場合には、操業までの時間を短くできるスピード立地が可能になる。事業を取り巻く環境が変化する中で、時間は企業が業務を行う上で最も大事なキーワードのひとつであり、スピード立地が可能な廃校は、今後も高いニーズがあるものと考えられる。

活用事例) (株)ハシマ(兵庫県養父市)
(株)アクアピア(熊本県芦北町)

¹ 山本幸子, 中園真人, 清水聡士: 廃校となった公立小中学校施設の運用状況—山口県における廃校施設の調査報告—, 日本建築学会技術報告集, No18, vol138, pp. 351-354, 2012. 2

第IV章 未利用公共施設アンケート調査

1. アンケート調査の概要

(1) アンケートの目的

未利用公共施設の現状と活用状況の把握を行い、未利用公共施設活用に向けた政策ニーズの検討やさらなる活用推進に向けた課題等の整理を通じて、今後の産業施策の基礎資料に資することを目的として実施した。

(2) アンケートの実施及び回収

■アンケートの調査対象

23区を含む全国1741市区町村を対象とした。

(3) アンケート対象の抽出方法

地方公共団体情報システム機構(<https://www.j-lis.go.jp/index.html>)の地方公共団体コード住所と既存資料等を活用して対象となる地方自治体の情報を整理した。

(4) アンケートの実施及び回収

返信用封筒を同封の上、郵送等によりアンケートを送付し、FAX、メールでも回収を行った。

(5) アンケートの回収結果

回収結果は以下の通りである。

■実質発送数：1738

■回答数：760

■実質回収率=43.7%(=760/1738)

(6) アンケート内容

フェイスシート：市区町村名、部署、担当者、連絡先

問1：未利用公共施設の状況

問2：未利用公共施設の元々の種類

問3：未利用公共施設全体の今後の見通し

問4：活用を検討する際の関係部署(担当部署)や関係者

問5：活用する際の基本的な考え方

問6：具体的な活用方針(計画)

問7：近年の活用の方向性

問8：未利用公共施設を活用して、近年新たに立地した施設例

問9：近年の主な誘致実績

問10：未利用公共施設へ立地した民間企業の事業上の特長

問11：民間企業等の立地に関して今後の見通し

問12：民間企業等の誘致に取り組む際の施策全体の評価

問13：民間企業等の誘致をさらに推進するための課題

(7) アンケート対象期間

発送日：令和2年2月19日

締切日：令和2年3月8日

(8) アンケート調査の主要なポイント

- ・約 2/3 の自治体に未利用公共施設がある。
- ・未利用公共施設の中心は廃校である。
- ・今後、未利用公共施設が増えると考える自治体は約 4 割で前回調査を上回る。
- ・未利用公共施設活用の中心となる方針は、地元ニーズがなければ民間利用である。
- ・未利用公共施設に対する活用方針があるのは約 1/4 にとどまる。
- ・民間企業誘致に活用される未利用公共施設は約 5 割近くで前回調査を上回る。
(解体撤去が約 5 割で最多)
- ・これまで立地実績がない自治体が約 4 割で最多だが、実際に転用された民間企業は前回調査に比べて増えている。
- ・誘致した民間企業の施設は、生産施設が過半を占め、業務施設が 4 割弱である。
- ・未利用公共施設に立地する民間企業等は、地元雇用割合が高く、地域資源を活用し、(地域の)社会課題解決を担う「地域共生型の企業」が比較的多い。
- ・未利用公共施設への民間企業の今後の立地見通しは不明だが、増えると考える自治体も一定数いる。
- ・未利用公共施設を民間企業等の誘致に使用する施策の評価は、コスト削減から捉える考えが最多だが、老朽化により使用に制約のある施設も少なくない。地域の活性化など地域振興の観点から評価する声もある。
- ・未利用公共施設への民間企業等の誘致のためには、地域の住民対策とともに、自治体側の体制整備も大きなポイントになる。

2. アンケート調査単純集計結果

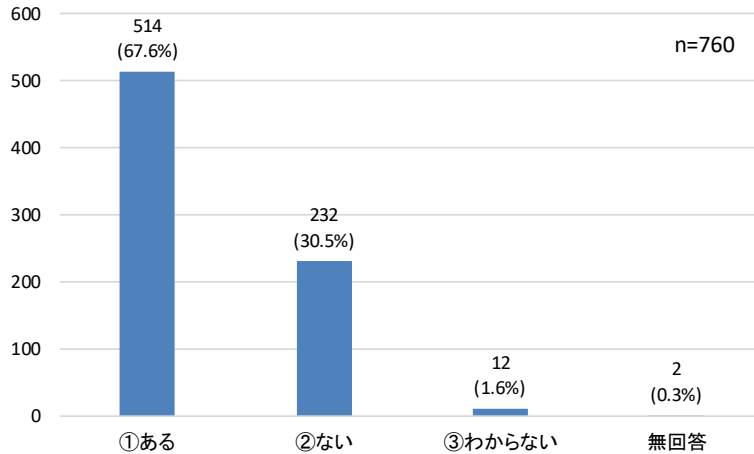
(1) 未利用公共施設の現状と今後の見通し

Q1. 未利用公共施設の状況

約 2/3 の自治体に未利用公共施設がある。

n=760

①ある	②ない	③わからない	無回答	合計
514	232	12	2	760
67.6%	30.5%	1.6%	0.3%	100.0%

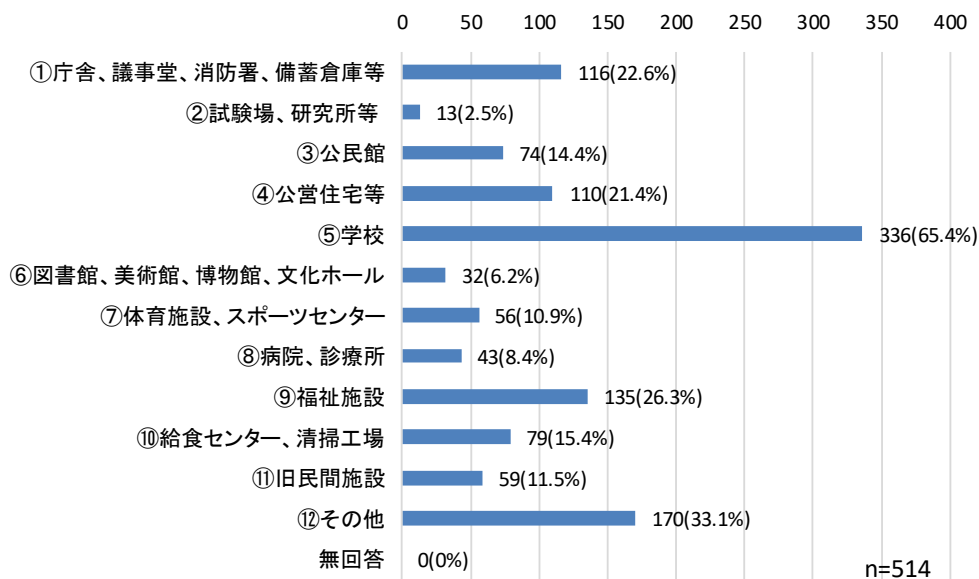


Q2. 未利用公共施設の元々の種類（複数回答） ※Q1 で①と回答した方への質問

廃校（「学校」）が6割以上を占めて最も多く、「その他」が1/3を占めて続いている。

n=514

①庁舎、議事堂、消防署、備蓄倉庫等	②試験場、研究所等	③公民館	④公営住宅等	⑤学校	⑥図書館、美術館、博物館、文化ホール	⑦体育施設、スポーツセンター	⑧病院、診療所	⑨福祉施設	⑩給食センター、清掃工場	⑪旧民間施設	⑫その他	無回答	合計
116	13	74	110	336	32	56	43	135	79	59	170	0	1,223
22.6%	2.5%	14.4%	21.4%	65.4%	6.2%	10.9%	8.4%	26.3%	15.4%	11.5%	33.1%	0.0%	237.9%

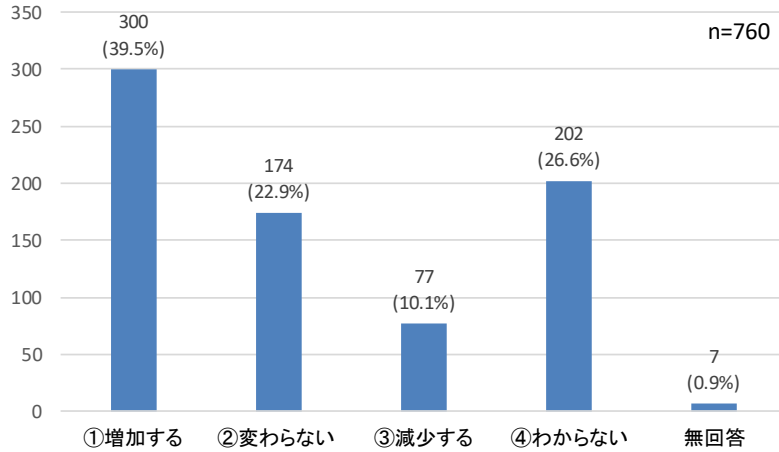


Q3. 未利用公共施設全体の今後の見通し

今後、未利用施設が「増加する」と考える自治体が約4割を占めて最も多く、2018年に実施した前回調査(33.1%)を上回っている。

n=760

①増加する	②変わらない	③減少する	④わからない	無回答	合計
300	174	77	202	7	760
39.5%	22.9%	10.1%	26.6%	0.9%	100.0%



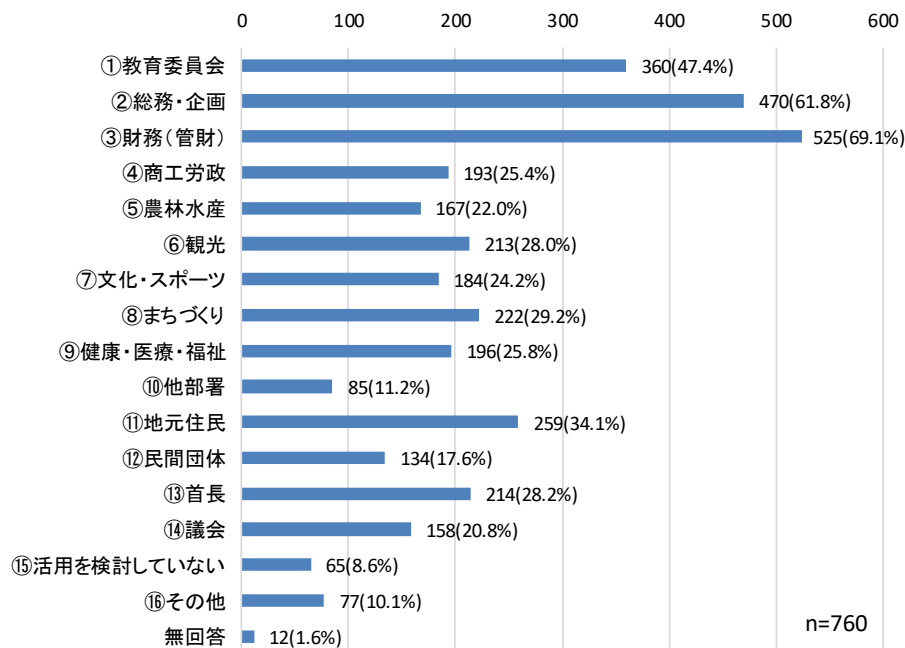
(2) 未利用公共施設の活用に関する考え

Q4. 活用を検討する際の関係部署(担当部署)や関係者(複数回答)

活用を検討する担当部署は、「財務(管財)」が7割近くを占めて最も多く、「総務・企画」(61.8%)、「教育委員会」(47.4%)が続いている。商工労政は約1/4程度である。

n=760

①教育委員会	②総務・企画	③財務(管財)	④商工労政	⑤農林水産	⑥観光	⑦文化・スポーツ	⑧まちづくり	⑨健康・医療・福祉
360	470	525	193	167	213	184	222	196
47.4%	61.8%	69.1%	25.4%	22.0%	28.0%	24.2%	29.2%	25.8%
⑩他部署	⑪地元住民	⑫民間団体	⑬首長	⑭議会	⑮活用を検討していない	⑯その他	無回答	合計
85	259	134	214	158	65	77	12	3,534
11.2%	34.1%	17.6%	28.2%	20.8%	8.6%	10.1%	1.6%	465.0%

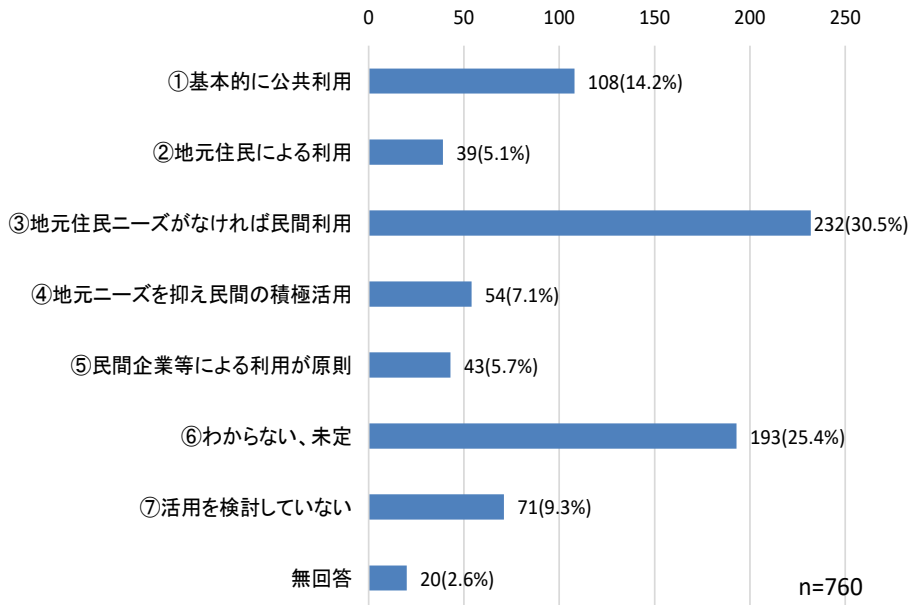


Q5. 活用する際の基本的な考え方

「地元住民ニーズがなければ民間利用」が約 3 割を占めて最も多く、前回調査では最も多かった「わからない、未定」を上回っている。

n=760

①基本的に公共利用	②地元住民による利用	③地元住民ニーズがなければ民間利用	④地元ニーズを抑え民間の積極活用	⑤民間企業等による利用が原則	⑥わからない、未定	⑦活用を検討していない	無回答	合計
108	39	232	54	43	193	71	20	760
14.2%	5.1%	30.5%	7.1%	5.7%	25.4%	9.3%	2.6%	100.0%

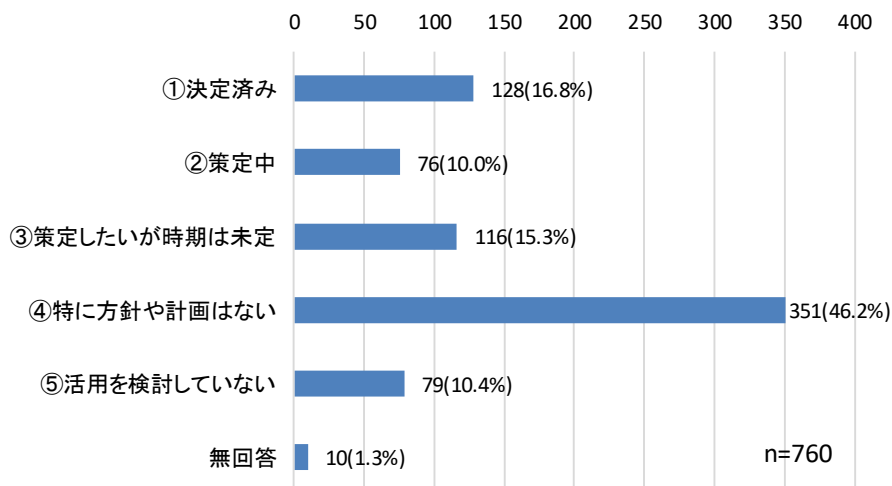


Q6. 具体的な活用方針(計画)

策定中を含めて活用方針があるのは約 1/4 で、「特に方針や計画はない」のが 5 割近い。

n=760

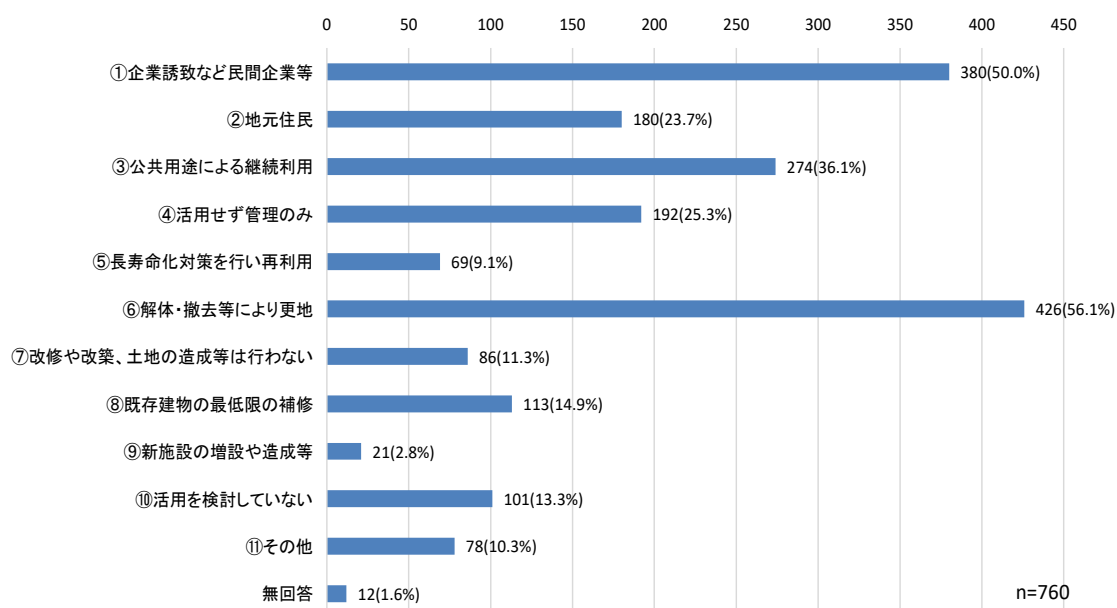
①決定済み	②策定中	③策定したいが時期は未定	④特に方針や計画はない	⑤活用を検討していない	無回答	合計
128	76	116	351	79	10	760
16.8%	10.0%	15.3%	46.2%	10.4%	1.3%	100.0%



Q7. 近年の活用の方向性（複数回答）

「解体・撤去等により更地」（56.1%）が過半を占めて最も多いが、前回調査に比べて「企業誘致など民間企業等」が38.6%から50.0%へ増加しており、民間企業等による活用が進んでいることを示している。

①企業誘致など民間企業等	②地元住民	③公共用途による継続利用	④活用せず管理のみ	⑤長寿命化対策を行い再利用	⑥解体・撤去等により更地	⑦改修や改築、土地の造成等を行わない
380	180	274	192	69	426	86
50.0%	23.7%	36.1%	25.3%	9.1%	56.1%	11.3%
⑧既存建物の最低限の補修	⑨新施設の増設や造成等	⑩活用を検討していない	⑪その他	無回答	合計	
113	21	101	78	12	1932	
14.9%	2.8%	13.3%	10.3%	1.6%	254.2%	



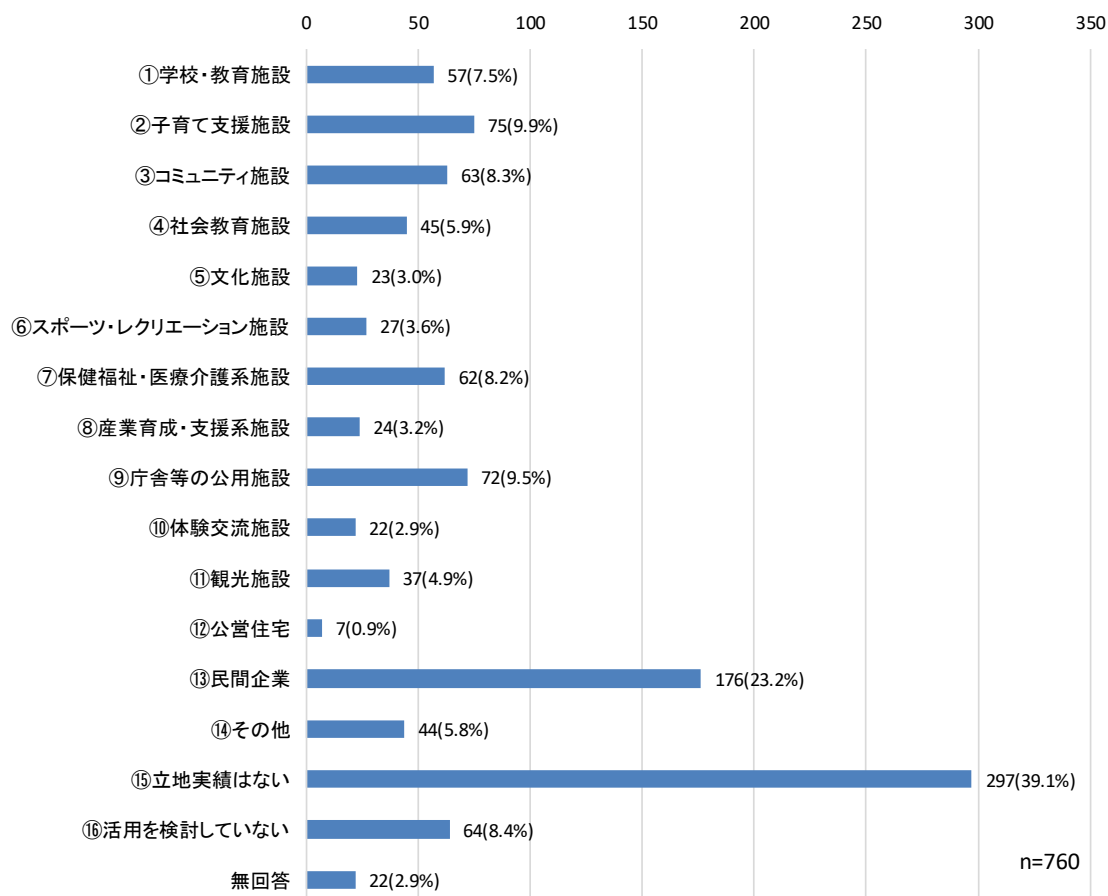
(3) 未利用公共施設の活用実績と取組み、効果等

Q8. 未利用公共施設を活用して、近年新たに立地した施設例（複数回答）

これまで立地実績がないケースが4割に達し最も多いが、実際に転用された中では、「民間企業」が前回調査の17.8%から23.2%へ増加しており、Q7の回答を裏付けたものとなっている。

n=760

①学校・教育施設	②子育て支援施設	③コミュニティ施設	④社会教育施設	⑤文化施設	⑥スポーツ・レクリエーション施設	⑦保健福祉・医療介護系施設	⑧産業育成・支援系施設	⑨庁舎等の公用施設
57	75	63	45	23	27	62	24	72
7.5%	9.9%	8.3%	5.9%	3.0%	3.6%	8.2%	3.2%	9.5%
⑩体験交流施設	⑪観光施設	⑫公営住宅	⑬民間企業	⑭その他	⑮立地実績はない	⑯活用を検討していない	無回答	合計
22	37	7	176	44	297	64	22	1117
2.9%	4.9%	0.9%	23.2%	5.8%	39.1%	8.4%	2.9%	147.0%



Q9. 近年の主な誘致実績 ※Q8 で⑬を回答した方だけの質問

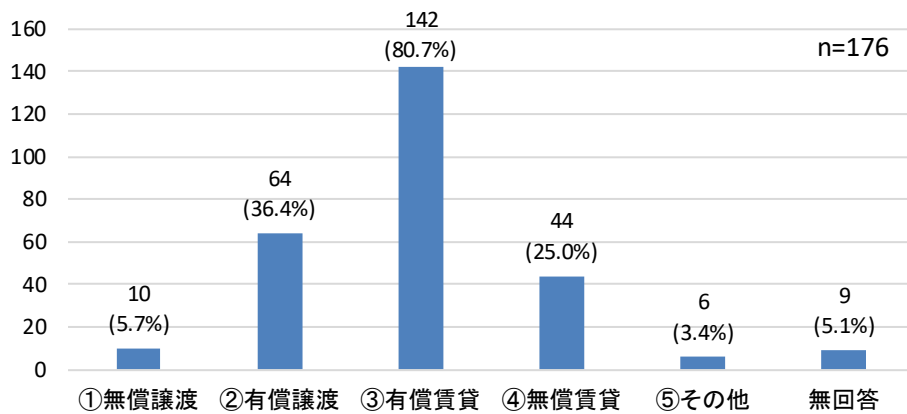
略

Q9. 近年の主な誘致実績 譲渡・賃貸等のタイプ ※Q8 で⑬を回答した方だけの質問

民間企業の誘致実績のある自治体における形態をみると、「有償賃貸」が8割以上を占めて圧倒的に多い。

n=176

①無償譲渡	②有償譲渡	③有償賃貸	④無償賃貸	⑤その他	無回答	合計
10	64	142	44	6	9	275
5.7%	36.4%	80.7%	25.0%	3.4%	5.1%	156.3%



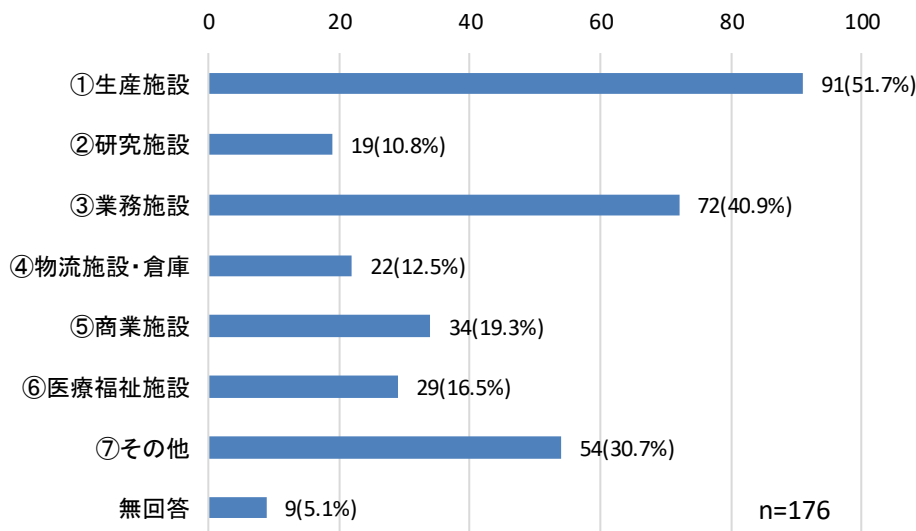
Q9. 近年の主な誘致実績 立地企業の施設の種別

※Q8 で⑬を回答した方だけの質問

誘致した民間企業等の施設の種別をみると、「生産施設」が過半を占めて最も多く、次いで「業務施設」が約4割で続いていることを示している。

n=176

①生産施設	②研究施設	③業務施設	④物流施設・倉庫	⑤商業施設	⑥医療福祉施設	⑦その他	無回答	合計
91	19	72	22	34	29	54	9	330
51.7%	10.8%	40.9%	12.5%	19.3%	16.5%	30.7%	5.1%	187.5%



Q10. 未利用公共施設へ立地した民間企業の事業上の特長（複数回答）

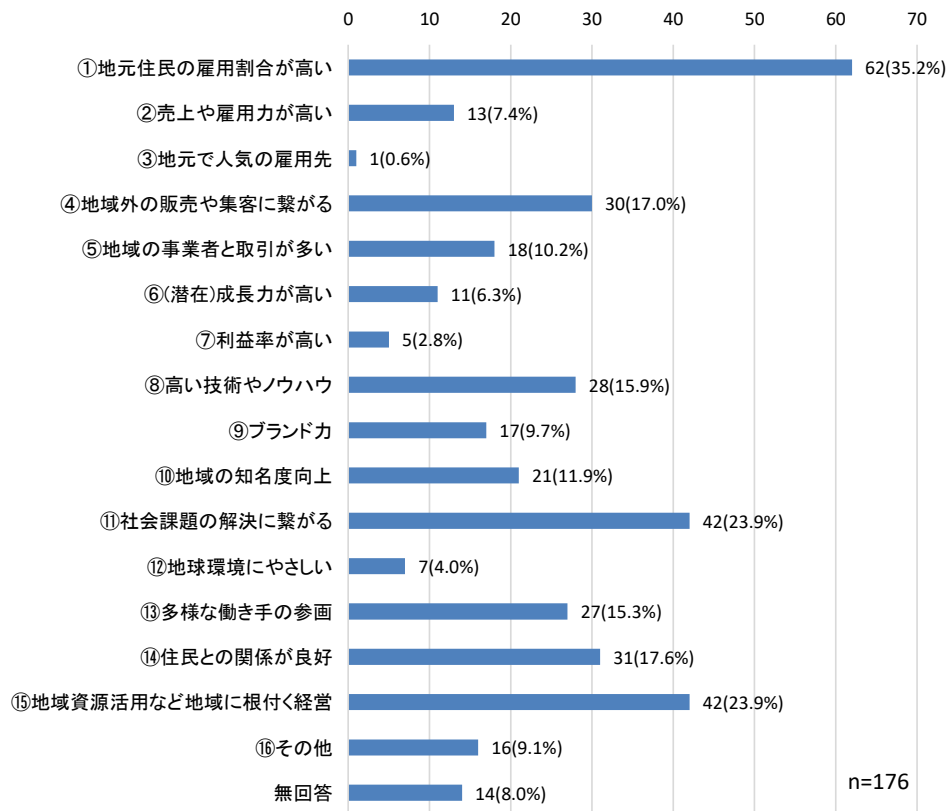
※Q8で⑬を回答した方からの質問

未利用公共施設に立地する民間企業等の特長として、「地元住民の雇用割合が高い」が1/3以上を占めて最も高く、次いで「社会課題の解決に繋がる」、「地域資源活用など地域に根付く経営」であることが評価されている。

売り上げや雇用力が高く、収益性の高い企業ではないが、地元から高い割合で雇用し、地域資源を活用しながら、(地域の)社会課題の解決に資する経営を行う地域と共生する企業が未利用公共施設には比較的多く立地していることを示している。

n=176

①地元住民の雇用割合が高い	②売上や雇用力が高い	③地元で人気の雇用先	④地域外の販売や集客に繋がる	⑤地域の事業者と取引が多い	⑥(潜在)成長力が高い	⑦利益率が高い	⑧高い技術やノウハウ	⑨ブランド力
62	13	1	30	18	11	5	28	17
35.2%	7.4%	0.6%	17.0%	10.2%	6.3%	2.8%	15.9%	9.7%
⑩地域の知名度向上	⑪社会課題の解決に繋がる	⑫地球環境にやさしい	⑬多様な働き手の参画	⑭住民との関係が良好	⑮地域資源活用など地域に根付く経営	⑯その他	無回答	合計
21	42	7	27	31	42	16	14	385
11.9%	23.9%	4.0%	15.3%	17.6%	23.9%	9.1%	8.0%	218.8%

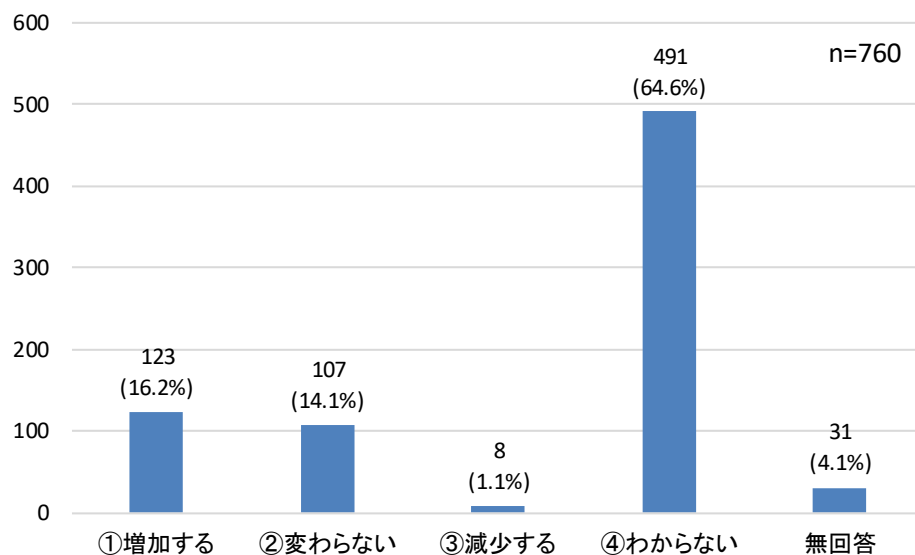


Q11. 民間企業等の今後の立地見通し

今後の立地見通しは「わからない」とする企業が約 2/3 を占めて最も多いが、「減少する」と考える自治体はほとんどなく、先行き不透明ながらも未利用公共施設への民間企業等の立地に対して、比較的明るい展望を持っていると考えられる。

n=760

①増加する	②変わらない	③減少する	④わからない	無回答	合計
123	107	8	491	31	760
16.2%	14.1%	1.1%	64.6%	4.1%	100.0%



Q12. 民間企業等の誘致に取り組む際の施策全体の評価（複数回答）

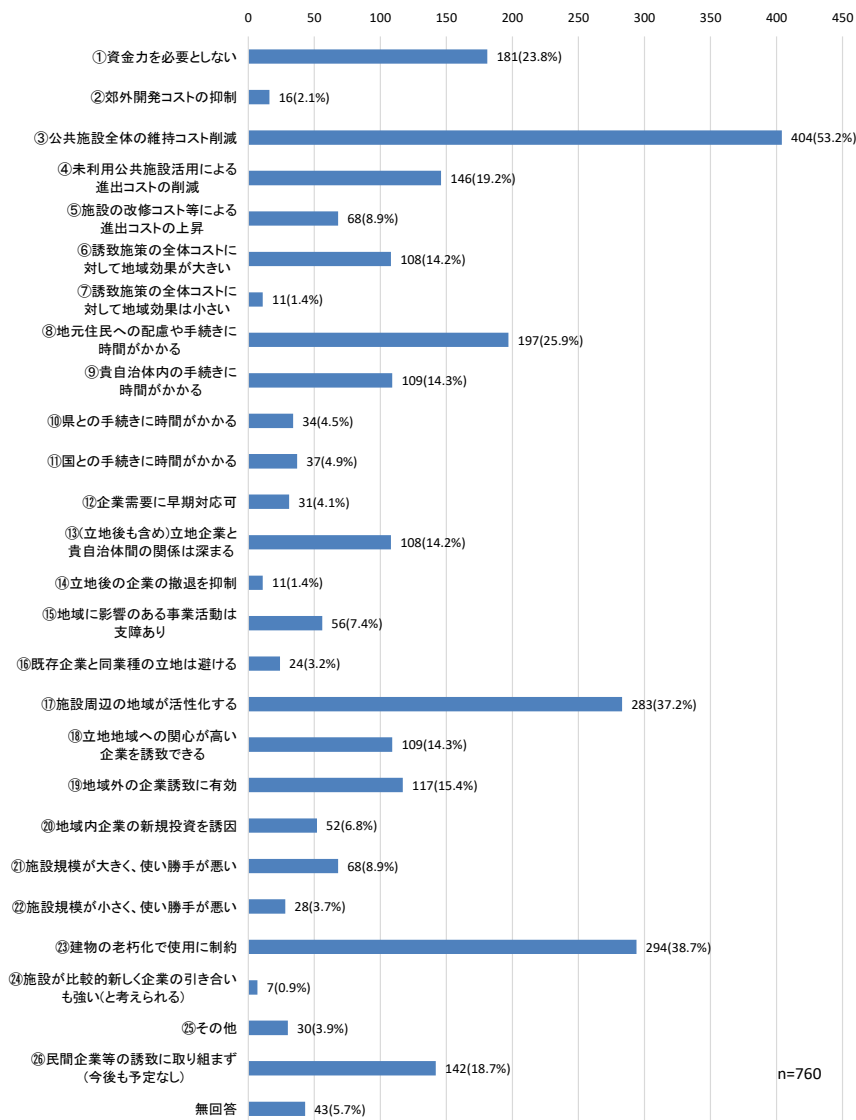
民間企業等の誘致に取り組む施策の評価として最も評価が高いのは、「公共施設全体の維持コスト削減」（53.2%）であり、コスト要因を重視していることを示している。

次いで「建物の老朽化で使用に制約」（38.7%）で、未利用公共施設のかなりの割合が既に老朽化し、耐震等の面で誘致に支障をきたしている可能性があることを示している。

一方で「施設周辺の地域が活性化する」（37.2%）が次いで高く、未利用公共施設の民間企業等による活用がコスト削減の観点だけでなく、地域振興に資する面があることを示している。

n=760

①資金力を必要としない	②郊外開発コストの抑制	③公共施設全体の維持コスト削減	④未利用公共施設活用による進出コストの削減	⑤施設の改修コスト等による進出コストの上昇	⑥誘致施策の全体コストに対して地域効果が大きい	⑦誘致施策の全体コストに対して地域効果は小さい	⑧地元住民への配慮や手続きに時間がかかる	⑨貴自治体内の手続きに時間がかかる	⑩県との手続きに時間がかかる
181	16	404	146	68	108	11	197	109	34
23.8%	2.1%	53.2%	19.2%	8.9%	14.2%	1.4%	25.9%	14.3%	4.5%
⑪国との手続きに時間がかかる	⑫企業需要に早期対応可	⑬(立地後も含め)立地企業と貴自治体間の関係は深まる	⑭立地後の企業の撤退を抑制	⑮地域に影響のある事業活動は支障あり	⑯既存企業と同業種の立地は避ける	⑰施設周辺の地域が活性化	⑱立地地域への関心が高い企業を誘致できる	⑲地域外の企業誘致に有効	⑳地域内企業の新規投資を誘因
37	31	108	11	56	24	283	109	117	52
4.9%	4.1%	14.2%	1.4%	7.4%	3.2%	37.2%	14.3%	15.4%	6.8%
②①施設規模が大きく、使い勝手が悪い	②②施設規模が小さく、使い勝手が悪い	③③建物の老朽化で使用に制約	④④施設が比較的新しく企業の引き合いも強い(と考えられる)	⑤⑤その他	⑥⑥民間企業等の誘致に取り組まず(今後も予定なし)	無回答	合計		
68	28	294	7	30	142	43	2714		
8.9%	3.7%	38.7%	0.9%	3.9%	18.7%	5.7%	357.1%		



n=760

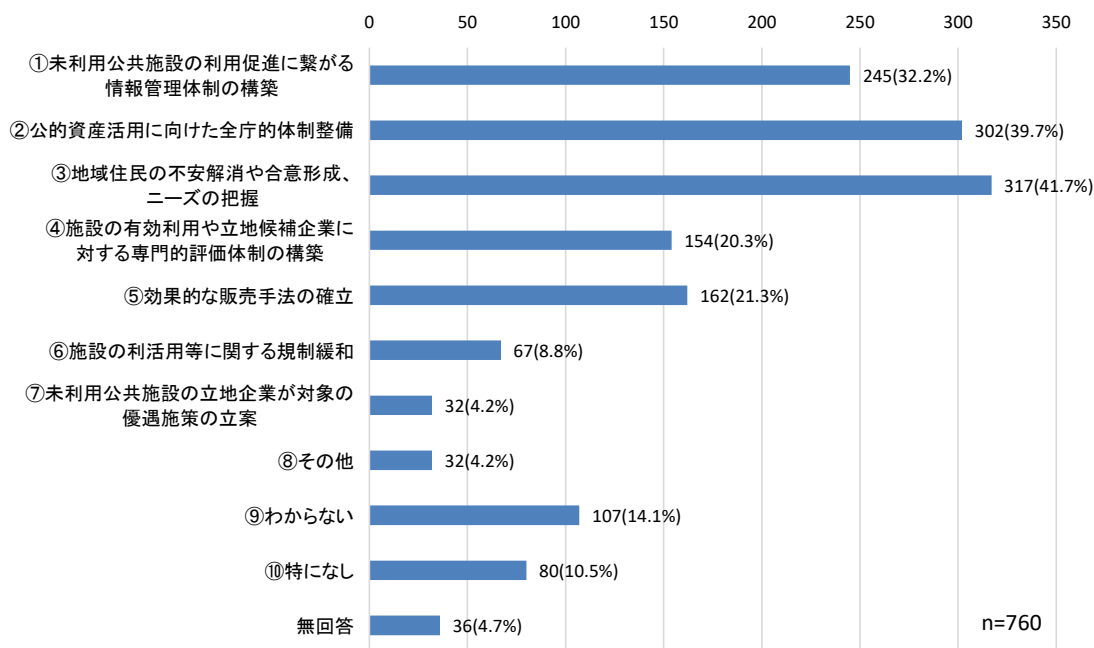
Q13. 民間企業等の誘致をさらに推進するための課題（複数回答）

民間企業等の誘致施策における推進課題は、「地域住民の不安解消や合意形成、ニーズの把握」が4割を超えて最も多く、「公的資産活用に向けた全庁的体制整備」が4割弱を占めて次に多かった。

施策のさらなる推進のためには、住民対策が最も必要であるが、同等程度に自治体側にも準備が必要なことを示している。

n=760

①未利用公共施設の利用促進に繋がる情報管理体制の構築	②公的資産活用に向けた全庁的体制整備	③地域住民の不安解消や合意形成、ニーズの把握	④施設の有効利用や立地候補企業に対する専門的評価体制の構築	⑤効果的な販売手法の確立	⑥施設の利活用等に関する規制緩和
245	302	317	154	162	67
32.2%	39.7%	41.7%	20.3%	21.3%	8.8%
⑦未利用公共施設の立地企業が対象の優遇施策の立案	⑧その他	⑨わからない	⑩特になし	無回答	合計
32	32	107	80	36	1534
4.2%	4.2%	14.1%	10.5%	4.7%	201.8%



第V章 未利用公共施設のさらなる活用推進に向けて

1. アンケート調査結果を通じた地域振興に向けた課題

3年前の前のアンケート調査と比較すると、依然として多くの自治体が未利用公共施設を抱えていることが今回のアンケート調査で明らかになった。

さらに、前回は上回る約4割の自治体が、将来さらに未利用公共施設が増えると考えている。未利用公共施設の有効活用が地域において今後さらに大きな課題となる可能性は高い。

一方で、未利用公共施設に民間企業等を誘致したいと考える自治体は、前回は上回る半数に達し増加傾向にある。近年新たに立地した施設として民間企業をあげる自治体も前回に比べて増加しており、未利用公共施設の増加に伴う有効活用の推進が求められる中で、民間企業誘致に対する自治体の期待は高まっていることが示された。

実際に未利用公共施設に立地した民間企業の特長をみると、地元の雇用割合が高く、(地域の)社会課題解決を担うことに加えて、地域資源を活用するなど地域に深く根付いた「地域共生型企業」が比較的多いことが今回新たに明らかになった。

図表6の事例の中でも、(株)山口油屋福太郎(北海道小清水町、福岡県添田町)や(株)ナチュラルサイエンス(北海道白老町)など地域資源を活用して事業展開を行い地域に深く根付いた地域共生型の立地企業も多い。

これらの誘致企業は、地域外に本社を持つ域外企業であるケースも多いが、アンケート結果からは、人的側面や経済的側面等から地元との関係が薄いことがしばしば指摘される外発型発展の問題があまり生じていない可能性があることを示している。

2030年までの国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)が、あらゆる企業にとって重要課題となり、新たな成長戦略に位置づけられつつある中で、企業側においても経済、社会、環境に関する地域資源との共生は必要不可欠な条件になっている。

SDGsに関する取り組みの推進に代表される企業動向と未利用公共施設の活用状況を照らし合わせれば、未利用公共施設がさらなる「地域共生型企業」の受け皿となる可能性は十分にあることを示している。

図表6以外の立地企業についても、(株)ボタニカルファクトリー(鹿児島県南大隅町)は、2016年から鹿児島県南大隅町の廃校でアルコールや添加物を使わず、地元の植物を活用したエシカルでサステナブルな化粧品の一貫生産と販売を行っている。

2019年に設立された徳島大学発のスタートアップ企業である(株)グリラス(徳島県鳴門市)は、徳島県美馬市の廃校に生産施設と研究所を立地した。世界の食糧危機や環境配慮に対する意識の高まりを背景に需要が伸びつつある食用コオロギについて、同大学の知見を活かした開発・製造販売を行うなど、廃校を舞台としたSDGsの推進が積極的に行われている。

未利用公共施設への民間企業等の立地が進む中で、自治体側の施策評価は、公共施設の管理コストの削減などコスト要因から捉える考え方が依然として強く、今後は上記でみたように地域の活性化など地域振興の観点からより高く評価を行うことが必要である。

「地域共生型企業」に代表される民間企業等のさらなる誘致のためには、地域の住民対策とともに、関係部署を超えた組織横断型の体制整備など自治体側の対応も大きなポイントになる。

廃校などの未利用公共施設の放置は、施設とその周辺地域の求心力が失われることで、さらなる人口の減少や地域経済の停滞に繋がる懸念がある。未利用公共施設の積極的な活用を進めることが、新たな地域の産業拠点となり地域の再生に繋がることを期待したい。

未利用公共施設の活用と地域振興に向けたアンケート調査

【ご記入にあたってのお願い】

- 本調査は、全国の市区町村における未利用公共施設の概要を把握するとともに、施設の活用状況や活用に関する評価、課題等の整理を通じて今後の地域振興施策の提言に向けた基礎資料に資することを目的に自主事業として実施するものです。回答可能な範囲で結構ですので、ご記入いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。
- 未利用公共施設には、庁舎、公民館、試験場、公営住宅、教育施設、文化施設、体育施設、医療・福祉施設、買収した旧民間施設等の建物のある施設を対象とします。(用地のみは除く)
- ご回答いただきました調査票は(一財)日本立地センターにおいて厳重に管理し、個別内容の公表や、外部への資料提供等の目的以外の使用は致しません。
- 全体の調査結果については、統計的に処理した上で弊財団の機関誌「産業立地」等への掲載を予定しております。
- 業務ご多端の折、誠に恐縮ではありますが、同封の返信用封筒又はメール、FAX(お願ひ状をご参照下さい)にて、令和3年3月8日(月)までにご投函いただきますよう、お願ひ申し上げます。

<調査に関する問合せ先>
 一般財団法人日本立地センター 企画調査室(担当:加藤) 電話 03-3518-8967
 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 URL: <https://www.jilc.or.jp/>

● 貴市区町村及びご回答者について、以下の欄にご記入ください。

貴市区町村名	都・道・府・県
貴所属部署	
お役職・お名前	
ご連絡先	Tel: _____ E-mail: _____

1. 未利用公共施設の現状と今後の見通しについてお伺いします。

【問1】貴市区町村の未利用公共施設(用地のみの施設は除く)の状況として、あてはまるもの1つに○印を付けて下さい。

- ①ある ⇒問2へお進み下さい
- ②ない ⇒問3へお進み下さい
- ③わからない ⇒問3へお進み下さい

問1で「①ある」とお答えの方のみにお伺いします。

【問2】貴市区町村における未利用公共施設の元々の種類として、あてはまるもの全てに○印を付けて下さい。

- ①庁舎、議事堂、消防署、備蓄倉庫等
- ②試験場、研究所等
- ③公民館
- ④公営住宅等
- ⑤学校
- ⑥図書館、美術館、博物館、文化ホール
- ⑦体育施設、スポーツセンター
- ⑧病院、診療所
- ⑨福祉施設
- ⑩給食センター、清掃工場
- ⑪旧民間施設
- ⑫その他 具体的に()

【問3】貴市区町村の未利用公共施設全体の今後の見通しについて、あてはまるもの1つに○印を付けて下さい。

- ①増加する
- ②変わらない
- ③減少する
- ④わからない

2. 未利用公共施設の活用に関するお考えについてお伺いします。

【問4】未利用公共施設の活用を検討する際の関係部署(担当部署)や関係者としてあてはまるもの全てに○印を付けて下さい。

- | | | | |
|-------------|--------------|----------|--------|
| ①教育委員会 | ②総務・企画 | ③財務(管財) | ④商工労政 |
| ⑤農林水産 | ⑥観光 | ⑦文化・スポーツ | ⑧まちづくり |
| ⑨健康・医療・福祉 | ⑩他部署 具体的に() | | |
| ⑪地元住民 | ⑫民間団体 | ⑬首長 | ⑭議会 |
| ⑮活用を検討していない | ⑯その他 具体的に() | | |

【問5】未利用公共施設を活用する際の基本的な考え方として、最も近いもの1つに○印を付けて下さい。

- ①基本的に公共利用(行政のみの利用)が原則
- ②(公共利用がない場合)地元住民による利用が原則
- ③地元住民による利用がなければ、民間企業等による活用を図る
- ④地元住民による利用は可能な限り抑え、民間企業等による積極的活用を図る
- ⑤民間企業等による利用が原則
- ⑥わからない、未定
- ⑦活用を検討していない

【問6】未利用公共施設の具体的な活用方針(計画)として、最もあてはまるもの1つに○印を付けて下さい。

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| ①決定済み | ②策定中 | ③策定したいが時期は未定 |
| ④特に方針や計画はない | ⑤活用を検討していない | |

【問7】未利用公共施設の近年の活用の方向性として、あてはまるもの全てに○印を付けて下さい。

- ①企業誘致など民間企業等による活用
- ②(行政は関与せず)地元住民による活用
- ③公共用途による継続利用
- ④活用せず、(必要最低限の)管理のみ行う
- ⑤長寿命化対策によって既存施設の安全性を確保して再利用
- ⑥解体・撤去等により更地にする
- ⑦改修や改築、土地の造成等を行わない
- ⑧既存の建物の必要最低限の補修のみ行う
- ⑨新たな施設の増設や土地の造成等を行う
- ⑩活用を検討していない
- ⑪その他 具体的に()

【問11】未利用公共施設を活用した民間企業等の立地に関して、貴自治体における今後の見通しとして、あてはまるもの1つに〇印を付けて下さい。

- ①増加する
- ②変わらない
- ③減少する
- ④わからない

【問12】未利用公共施設を活用した民間企業等の誘致に貴自治体が取組む際の施策全体の評価(又は考えられる特徴)として、あてはまるもの全てに〇印をつけて下さい。

- ①資金力を必要とせずに取り組むことができる
- ②郊外開発コストの抑制に繋がる
- ③公共施設全体の維持コストの削減に繋がる
- ④未利用公共施設を活用することで企業の進出コストは下がる
- ⑤施設の改修コスト等により企業の進出コストはそれほど低くない
- ⑥貴自治体の誘致施策全体のコストに対して得られる地域への効果は大きい
- ⑦貴自治体の誘致施策全体のコストに対して得られる地域への効果は小さい
- ⑧地元住民への配慮や手続きに時間がかかる
- ⑨貴自治体内の手続きに時間がかかる
- ⑩県との手続きに時間がかかる
- ⑪国との手続きに時間がかかる
- ⑫企業の需要に早期に対応できる
- ⑬(立地後も含め)立地企業と貴自治体間の関係は深まる
- ⑭立地後の企業の撤退を抑制する効果がある
- ⑮施設周辺に影響のある事業活動は支障がある
- ⑯地域の既存企業と同業種の企業等の立地は避けざるを得ない
- ⑰未利用公共施設周辺の地域の活性化に繋がる
- ⑱当該地域への関心が高い企業を誘致できる可能性が高まる
- ⑲地域外からの企業の誘致に有効である
- ⑳地域内企業の新たな投資の誘因になる
- ㉑施設の規模が大きく、使い勝手が悪い
- ㉒施設の規模が小さく、使い勝手が悪い
- ㉓建物が老朽化して使用に制約がある
- ㉔施設が比較的新しく企業からの引き合いも強い(と考えられる)
- ㉕その他 具体的に()
- ㉖民間企業等の誘致に取り組んでいない(今後も予定がない)

【問13】未利用公共施設への民間企業等の誘致をさらに推進するための課題としてあてはまるもの全てに〇印をつけて下さい。

- ①未利用公共施設の利用促進に繋がる情報(建物図面、改築・修繕情報、評価額等)管理体制の構築
- ②公的資産の有効活用に向けた全庁的な体制整備
- ③地域住民の不安解消や合意形成、ニーズの把握
- ④施設の有効利用や立地候補企業に関する専門的見地からの評価体制の構築
- ⑤効果的な販売手法の確立
- ⑥施設の利活用等に関する規制緩和
具体的に()
- ⑦未利用公共施設に立地する企業を対象とした優遇施策の立案
具体的に()
- ⑧その他 具体的に()
- ⑨わからない
- ⑩特になし

★アンケートは以上です。本調査にご協力いただきありがとうございました。

非 売 品
禁無断転載

令和 2 年度
廃校等の未利用用地活用推進調査
報告書

令和 3 年 3 月

作 成 一般財団法人日本立地センター
担当：加藤 讓
住 所 〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台一丁目 8 番地 11
電 話 03-3518-8967